



埼玉県報

第155号
令和2年(2020年)
11月4日
水曜日

目次

告示

- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課)

告 示

埼玉県告示第千二百六十四号

測量計画機関である埼玉県本庄県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十一月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県本庄県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（デジタル撮影）

三 作業地域

本庄県土整備事務所管内

四 作業期間

令和二年十月二十日から令和三年一月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第千二百六十五号

測量計画機関である越生町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十一月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

越生町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

越生町全域

四 作業期間

令和二年十一月一日から令和三年三月二十三日まで

告 示

埼玉県告示第千二百六十六号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川調節池工事事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十一月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川調節池工事事務所

二 作業種類

公共測量（数値図化）

三 作業地域

荒川調節池工事事務所管内 荒川（埼玉県さいたま市、川越市、上尾市）

四 作業期間

令和二年十月二十二日から令和三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千二百六十七号

測量計画機関である吉川市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十一月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

吉川市

二 作業種類

公共測量（デジタル撮影）

三 作業地域

吉川市全域

四 作業期間

令和二年十月十九日から令和三年三月十九日まで

告示

埼玉県告示第千二百六十八号

測量計画機関である埼玉県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十一月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県

二 作業種類

公共測量（航空レーザ）

三 作業地域

埼玉県内

四 作業期間

令和二年十月十二日から令和三年三月十九日まで

告示

埼玉県告示第千二百六十九号

測量計画機関である埼玉県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十一月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県

二 作業種類

公共測量（一級水準測量）

三 作業地域

川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町

四 作業期間

令和二年八月四日から令和三年三月二十六日まで

告示

埼玉県告示第千二百七十号

測量計画機関である久喜市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十一月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

久喜市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

久喜市全域

四 作業期間

令和二年十一月一日から令和三年三月十二日まで

告 示

埼玉県告示第千二百七十一号

令和元年埼玉県告示第六百六十九号で公示した公共測量は、令和二年九月三十日終了した旨測量計画機関である桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十一月四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千二百七十二号

令和二年埼玉県告示第五百二十七号で公示した公共測量は、令和二年九月三十日終了した旨測量計画機関である関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十一月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県教委告示第三十一号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和二年十一月四日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 日時

令和二年十一月九日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 公文書不開示決定処分に係る審査請求事案の裁決について

ロ その他